

第 1 2 回 柏市農業委員会総会議事録

1 令和 7 年 7 月 4 日(金) 柏市農業委員会総会を柏市農業委員会会長
染谷 茂が招集した。

2 場所 市役所分室 3 第 4 会議室 午後 2 時 0 0 分

3 出席した委員は次のとおりである。

< 農業委員 >

1 番	岡	田	英	夫	2 番	染	谷	織	恵
3 番	平	川		徹	4 番	深	山	敬	子
5 番	坂	卷	洋	行	6 番	豊	田	佐	智子
7 番	伊	藤		透	8 番	大	宮	茂	男
9 番	成	嶋	君	美	1 0 番	染	谷		茂
1 1 番	橋	本	英	介	1 2 番	谷	田	貝	和 代
1 3 番	村	越		等	1 4 番	山	崎	明	久
1 6 番	遠	藤	秀	生					

1 6 名中 1 5 名出席

< 農地利用最適化推進委員 >

1 7 番	寺	島	和	彦	1 8 番	関	根	勝	敏
1 9 番	林		敏	夫	2 0 番	清	水	良	晃
2 1 番	鹿	倉	健	次	2 2 番	友	野	博	之
2 3 番	木	村	美	智子	2 4 番	富	澤	智	彦
2 5 番	坂	卷	儀	治	2 7 番	中	村		衛
2 8 番	嶋	田		等	2 9 番	江	口		武
3 0 番	鈴	木	幸	夫	3 1 番	大	塚	信	幸

1 5 名中 1 4 名出席

4 欠席した委員は次のとおりである。

1 5 番	日	暮		悟	2 6 番	砂	川	晴	彦
-------	---	---	--	---	-------	---	---	---	---

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 石 原 祐一郎

統括リーダー 兼 岡 洋 和
副主幹 上 野 輝 子
主 任 寺 田 直 晃

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について

議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案への意見について（その1～その2）

7 協議事項

（1）令和7年度農地利用状況調査について

8 報告事項

（1）農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（2）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について

（3）利用権の中途解約に係る通知の確認について

（4）生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

（5）農地法の規定に基づく非農地判断について

（午後2時00分開議）

議長 それでは、ただいまより第12回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は農業委員16名中15名、推進委員15名中14

名の出席でございます。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、着座して進めさせていただきます。

それでは、日程１，議事録署名委員を選任したいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、指名をいたします。

大宮茂男委員，成嶋君美委員，よろしく願いいたします。

次に、日程２，一般報告事項につきましては、お手元の配付資料のとおりでございますので、ご了承願います。

本日の議案の審議に入る前に、４月総会における議案に関して、議案別紙の一部表記の訂正をご承認いただきたく、お諮りしたいと存じます。

それでは、訂正内容について事務局に説明を求めます。事務局お願いします。

（議長の指名で事務局が説明）

議長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、何か質疑はございますか。

（「なし」の声あり）

議長 それでは、ただいま事務局から説明のあったとおり、本年４月開催の第９回総会における、議案第７号における別紙の訂正については、これを承認するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、これを承認いたします。それでは、議案の審議に入ります。

今月の担当は、第4調査会であります。

調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について、橋本委員長よろしく願いいたします。

橋本委員長 農地第4調査会は、去る7月1日、2日、令和7年度第4回農地調査会を実施いたしました。

今回の調査事案である農地法第3条1件、第5条2件、許可を要しない土地の証明願1件、主たる従事者証明1件について、現地調査並びに面接調査を行いました。

次に、令和7年3月に開催された第8回総会の議案第1号及び第2号の計7件について、巡回パトロールの結果報告を受けました。

特に問題のある案件はありませんでした。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

それでは、日程3、議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 はい、ありがとうございました。それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、2ページからになります。

本件は、●●に所在の譲受人が経営規模の拡大のため、また譲渡人は高齢により農業経営を縮小したいため、所有権の移転に伴う許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡で、●●を作付けする計画です。

譲受人の農業経営の実態については、資料のとおりです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任をもって耕作するように伝え、その意思を確認しています。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 ありがとうございました。

それでは、審議に入ります。

1 番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 1 番についてご報告します。

調査会資料は、7 ページからになります。

本件は、所有権の移転に伴う、車両置場への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●㎡です。

申請地周辺は、甲種・1 種・3 種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●で●●を営んでいます。現在賃借している車両置場用地を返却することになったため、既存の置場の隣接地である申請地を新たな車両置場として使用したく、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、車両置場として、既存施設に置いている車両●●台と、事業拡大のため新たに購入する車両●●台の合計●●台を置きます。出入り口部分は新設コンクリート敷5㎡、厚さ0.1mで施工します。外周の●●との境には、高さ1.5mの既設鉄パイプ柵が設置され、●●との境には、高さ2mの既設万能塀が設置されており、その他出入り口以外の外周を新設鉄パイプトラロープで囲います。申請地内は、厚さ0.15mの砂利敷とします。

被害防除対策として、雨水は自然浸透とします。隣接地●●との境には高さ0.2mの小堤を新設し、土砂流等の被害を防止します。工事中は誘導員を配置し、安全に配慮し工事します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について調査結果を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 2番についてご報告します。

調査会資料は、12ページからになります。

本件は、使用貸借権の設定に伴う、専用住宅への転用許可申請です。

申請地は、●●の畑●●筆●●m²です。

申請地周辺は、甲種・1種・3種のいずれにも該当しない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、●●の集合住宅に居住していますが、将来子供を持つと手狭になること、また、妻の両親の介護を見据え、妻の父が所有する申請地に専用住宅を建築するべく、今回の申請に至ったものです。

計画内容は、建築面積●●m²、延べ床面積●●m²の木造2階建ての専用住宅1棟を建築します。

被害防除対策として、雨水は、宅地内浸透ますを設置して処理します。汚水排水は、浄化槽を設置し最終ますより集水ますに放流し、反対側の側溝に接続します。周辺の農地との境界に2段積みのコンクリートブロックを新設し、土砂の流出を防ぎます。前面が市道のため、交通に支障のないように工事し、施工後も十分に注意します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を、農地転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第4調査会としては、許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、許可された場合には、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

2 番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、2 番を承認いたします。
議案第 2 号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次の議案に入ります。
議案第 3 号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の送付について」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。
1 番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 1 番についてご報告します。
調査会資料は、17 ページからになります。
本件は、前土地所有者が、本件土地を●●及び●●に分筆登記し、平成 7 年に●●上に建物を新築しましたが、当時より、申請地を宅地の一部として使用していました。申請人は、令和 7 年に相続により本件土地を取得しましたが、今回、地目変更のため、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願を申請したものです。
該当農地は、●●の畑●●筆●●㎡です。
なお、立証資料として平成 11 年撮影の航空写真が添付されています。
以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、

第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」
を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 それでは、審議に入ります。

1番について調査結果の報告を橋本委員長お願いいたします。

橋本委員長 1番についてご報告します。

調査会資料は、20ページからになります。

本件は、●●在住の方が、生産緑地法第10条の規定に基づき、柏市へ生産緑地の買取りを申出するための、農業の主たる従事者証明の申請です。

申請地は●●の畑●●筆●●m²です。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申出者が故障により、

当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し、審査したところ、第4調査会としては、承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。調査結果の報告がございました。

1番について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

成嶋委員 ●●さんはおいくつで、故障はどのような故障でしょうか。

橋本委員長 ●●歳で、3週間前まで働いていましたが、けがで動けなくなったそうです。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がございましたので、1番を承認いたします。

議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する農業委員の方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次の議案に入ります。

議案第5号「農用地利用集積等促進計画案への意見について」その1及びその2を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が総括説明)

議長 議案第 5 号その 1 につきましては、●●委員が農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」の規定に該当しますので、除斥を求めます。

(●●委員が退席)

議長 それでは、議案第 5 号その 1 の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

[illegible]

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

議長 ご苦労さまでした。議案の説明がございました。

議案第 5 号その 1 について、何か質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、承認いたします。

議案第 5 号その 1 を採決いたします。

本案を原案のとおりとして、意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

(举手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●●委員の除斥を解除します。

(●●委員が着席)

議長 それでは、議案第5号その2の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課お願いします。

農政課 それでは、ご説明させていただきます。

これから説明する計画番号全てが農地中間管理事業の案件で、借受者は千葉県園芸協会です。

計画番号第46番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

計画番号第47番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第48番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第49番及び第50番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に在住する農業者で、●●の田●●筆、合計面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

計画番号第51番の千葉県園芸協会から権利の設定を受ける者は、●●に所在する法人で、●●の畑●●筆、面積●●㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は9年6カ月です。

なお、以上の計画要請の内容は、従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の各要件を満たしております。

議長 ご苦勞さまでした。議案の説明がございました。

その2について何か質問はございませんか。はい、どうぞ。

村越委員 計画番号５１番の●●は，どういうところなんでしょう。

農政課 ●●は主に畑をこの辺りでやっている方で，主に●●ですとか●●をつくっています。

議長 場所はどこですか。

農政課 場所は●●の辺りです。

議長 そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので，承認いたします。

議案第５号その２を採決いたします。

本案を原案のとおりとして，意見なしとする農業委員の方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって，本案は原案のとおり可決されました。

それでは議案第５号が終了しましたので，農政課の方は退席されて結構です。ご苦労さまでした。

（農政課職員退席）

議長 以上で，本日の議案審議は終了いたしました。

次に，協議事項に入ります。

協議事項１「令和７年度農地利用状況調査について」を協議いたします。

総括説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の名で事務局が総括説明)

議長 次に、詳細説明を事務局に求めます。事務局お願いします。

(議長の名で事務局が詳細説明)

議長 協議内容の説明がございました。

なお、本件に関する調査手順など、具体的な質疑につきましては、本会議終了後に行うとのことですので、ご了承願います。

それでは、実施要領案について、ご意見等はございませんか。はい、どうぞ。

岡田委員 タブレットの利用方法についてですが、分からない人を集めて、講習会みたいなのをやってもらえれば助かります。

事務局 タブレットの利用方法について、疑問がありましたら事務局のほうで随時受け付けております。個別でも構いません。タブレットをご持参いただければ、より詳しい説明ができますので、もし詳しい使用方法等の説明を受けたいという場合は、タブレットをご持参いただければと思いますので、よろしくお願いします。

議長 そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑がないようですので、協議事項1を決定いたします。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の名で事務局が報告事項説明)

議長 ありがとうございます。いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

今後の予定を申し上げます。

7月31日木曜日，8月1日金曜日が調査会で，7月31日は午前9時から，8月1日は午後1時からです。場所は両日ともに分室3の第4会議室で行う予定です。担当は，農地第1調査会です。

8月6日水曜日午後2時からが総会で，場所は分室3の第4会議室で行う予定です。

これをもちまして，第12回柏市農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

（午後2時50分閉会）